

令和8年度 第3回理事会決議事項

報告事項2 令和8年度会費の賦課・徴収方法について（規程改正後）

定款第7条の規定及び会費等に関する規程により、令和8年度の協会の活動に必要な会費を下記により徴収する。

1 ブランド推進事業関係会費

（定款第4条第1項第1に規定するブランド推進事業関係会費）

総	額	7,600,000 円
---	---	-------------

(1) 賦課方法

京都府、J A連合会、J A及びその他連合会・会員にあっては、次の額をそれぞれ負担する。

京	都	府	3,000,000 円
J	A	連 合 会	2,700,000 円
J		A	1,500,000 円
		その他連合会・会員	400,000 円

(2) 徴収方法

令和8年10月31日までに徴収する。

2 価格安定対策事業関係会費

（定款第4条第1項第2号に規定する価格安定事業関係会費）

総	額	12,072,000 円
---	---	--------------

(1) 賦課方法

京都府にあっては、特別運営費（6,372千円）及び会費の対象となる価格対策管理運営費（全体額 5,700千円）の3分の1の額1,900千円を、市町村・J A連合会にあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の6分の1の額950千円を、J Aにあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の3分の1の額1,900千円を、それぞれ負担する。

京	都	府	8,272,000 円
市	町	村	950,000 円
J	A	連 合 会	950,000 円
J		A	1,900,000 円

(2) 徴収方法

令和8年10月31日までに徴収する。

3 賛助会員会費

（定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費）

(1) 賦課方法

1 団体当たり	20,000 円 以上
1 個人当たり	2,000 円 以上

(2) 徴収方法

既加入団体にあっては令和8年10月31日までに徴収し、新規加入団体にあっては入会后速やかに徴収する。